



福今

【研究発表】
テーマ2

『税理士』そのあなをくみ察

現在税理士業界では、平成十三年以来となる税理士法改正についての議論が活発になっている。長引く不況やビジネスのグローバル化など、中小企業を取り巻く経営環境の変化に応じて、当然税理士に求められる役割も変わってきている。こうした時代に即した税理士のあるべき姿について、TKC西東京山梨会の研究グループが発表を行った。

とき：平成23年6月16日(木)

I 税理士の独立性

「独立した公正な立場」の意義とは

櫻井 それでは『税理士』のあるべき姿について、パネルディスカッション形式で議論をしていきたいと思えます。

主な論点としては、①税理士の使命、②資格・試験制度、③税理士業務の三つです。

まず税理士法第一条では、われわれ税理士の使命についてどのように規定されています。

「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼に

こたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする」

このように、第一条では税理士の立ち位置を「独立した公正な立場」とし、いわゆる税理士の独立性が規定されています。

第一条における重要ポイントである「独立した公正な立場」という言葉について、説明をお願いいたします。

中込 「独立した公正な立場において」という文言は、昭和五十五年の税理士法改正において規定されたもので、それまでの「中公正な立場において」という表現から改められたものです。この改正に際しては、TKC全国会初代会長・飯塚毅博士による国会議員や大蔵省等に対する

提言活動があったといわれています。この改正は、税理士の社会的な地位を高め、税理士を独立した職業専門家・プロフェッショナルへと押し上げる契機になったと評することができます。と思います。

「独立した公正な立場」という用語は、税理士の社会的権威を守ろうとする国家の意思の表れであり、これが取り払われたら、税理士の権威は地に落ちてしまうのではないかと、言っても過言ではありません。

また、国民主権の体制のもとで、つまり、申告納税制度のもとで納税者の権利を税理士が正しく擁護することもできなくなるのではないのでしょうか。

櫻井 昨今「納税者の権利擁

櫻井 政伸

河南 芳樹

大野 貴志夫

発表者：櫻井政伸
花岡 武
前田晋吾
幅 今日子
渡邊泰淳
阿南芳樹
武井克行
大野貴志夫
中込祐介
高井大輔



「精神的独立性」と「外見的独立性」という言葉をよく耳にしますが、正しく擁護するという点が決定的に重要であり、そのための大前提として「税理士の独立性」があるということです。

「精神的独立性」と「外見的独立性」は車の両輪

櫻井 この「税理士の独立性」とは一体何なのか。その本質についてはいかがでしょうか。

渡邊 「税理士の独立性」に関しては、監査論の分野において先行して行われている「監査人の独立性」に関する研究が非常に参考になると思われます。

この点については日下部與市博士と高田正淳博士の学説が有名で、両者とも「精神的独立性」と「外見的独立性」という二つの概念に整理して議論を展開しています。また、日本会計研究学会のステディ・グループや日本監査研究学会の研究部会など最近の有力な研究においても、同じようなスタンスを採っています。この二つの要素は、まさ



司会の櫻井政伸会員

に車の両輪であると言えます。

まず「精神的独立性」とは、「独立不羈^{ふき}の第三者」として、いかなる誘惑や圧迫にも屈せず、義理人情にとらわれず、自己の良心と信念に従って、客観的な判断を下して、行動することである」と定義されています。

他方「外見的独立性」は、監査人の経済的な地位や身分的な立場に関する要件で、具体的には監査人が被監査会社の役員・株主・債権者等でないこと、あるいは親族関係がないことを意味しています。

櫻井 われわれ税理士の業務を顧みると、公認会計士の監査業務とは異なり地域密着型の業務を行っています。例えば、友人や知人、親族等が経営する会

社を顧問先に行っていることも珍しくはありません。また、関与先との顧問関係も多くの場合継続的なもので、協調関係が必要となります。従って、税理士が外見的独立性を維持することは困難であることは確かですね。

渡邊 そのため税理士にとつては「精神的独立性」の堅持が極めて重要であり、大きな比重を占めていると言えます。

櫻井 脱税相談や粉飾決算の依頼に対しては、「精神的独立性」に従って断固拒否するということですね。

渡邊 仮に指導に従っていただけなければ、顧問契約の解除も考えなければなりません。

櫻井 事務所への顧問報酬は減ってしまいますが、そのくらい税理士の独立性は厳しいものということでしょうか。

関与先との交際と独立性の問題

大野 私は関与先の社長さんからよく飲みに誘われてご馳走

になることがあります。こうしたケースでも「独立性」の観点から問題があるのでしょうか。

渡邊 そのような場合にも、やはり「精神的独立性」が重要となります。税務の仕事は税務の仕事、付き合いは付き合いという切り替えが必要です。あくまで「外見的独立性」を堅持するのであれば、割り勘にするか、あるいはお断りすることです。

さらに言えば、「独立性」については、個々人の心の問題や良識、自覚、職業倫理観といった要素と同時に、税理士法のような職業法規で規定することが大切だと思います。

高井 税理士法第一条では、税理士を「税務に関する専門家」として位置づけています。この点について、松沢智TKC全国会第二代会長は「税理士よ、法律家たれ」と主張されました。

また税理士法第一条は「租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする」と結んでいます。この点に関し飯塚毅初代会長と

松沢智二代会長は、「租税正義の実現」であると説かれました。つまり、税理士は租税に関する法律家として、納税者の見解



左から高井大輔会員、渡邊泰淳会員

にも行政庁の見解にも偏ることなく、「独立した公正な立場」において取引事実を認定し、租税法の解釈および適用を行って申告書を作成するわけです。

もちろん納税者の代理人ですから、納税者にもよく説明をして理解を得る必要があります。

櫻井 では、法律家としての税理士となるにはどうしたらよいのでしょうか？

高井 法律家としての要件について伊藤義一教授は、「法令解釈能力」と「判例活用能力」を挙げています。

「独立した公正な立場」と出廷陳述権との整合性

櫻井 税理士の独立性、使命が徐々に浮き彫りになってきました。が、続いて「法律家としての税理士」の具体論に入りたいと思います。

まず「出廷陳述権」ですが、平成十三年の税理士法改正において、税理士の出廷陳述権が認められることとなりました。

税理士が補佐人として、裁判所に出廷して意見を陳述する場合、基本的には納税者側の見解を支持して、擁護する立場から行動することが求められると思います。このことが「独立した公正な立場」との整合性を欠くのではないかと、という意見もあるようですが。

阿南 税理士の出廷陳述権は、税務訴訟において、税理士が補佐人として納税者に代わって陳述を行うことによって、適正な納税義務の実現、つまり、租税正義の実現に寄与するために制度化されたものです。

櫻井 そうはいつても、納税者を擁護する立場として陳述を行うわけですね。

阿南 確かに法廷において争われている争点について出廷して陳述する際には、納税者側の立場・見解に沿った行動をとることが予想されます。しかし、単にそのことのみをもって、税理士の出廷陳述権が税理士法第一条の「独立した公正な立場」との整合性を欠くという見解は

成り立たないと思います。

櫻井 その論拠は何ですか。

阿南 税理士は出廷に先立つて、その争点に関し事実関係を詳細に把握したうえで、法律家としての立場から、税法の解釈や立法の趣旨に照らし、納税者側の見解や解釈が適正であると判断した場合に限って、出廷陳述権を行使するわけです。だから「独立した公正な立場」から考えてみて、不合理な税法の解釈および適用であれば、それを支持することはありません。

つまり、出廷陳述権の行使をする前の段階において、「独立した公正な立場」からの事実認定、税法の解釈および適用がしっかりと行われている限り、税理士法第一条と出廷陳述権とが整合性を欠くという状況は生じないと考えます。

櫻井 では税理士の日常業務の一つである「税務調査の立会」についてはいかがでしょう。

その際にも、税理士は納税者にとって有利になるような解釈や見解を述べることが求められ

ると思われるのですが。

阿南 税務調査においても同様だと考えます。税理士は第三者としていかなる誘惑や圧迫にも屈せず、義理人情にとらわれず、自己の良心と信念に従って、客観的な判断を下して行動することが肝要です。税務調査の立会時においてもその姿勢を貫くことができれば、独立した公正な立場を堅持できるはずですよ。



阿南芳樹会員

このことは、毎月の月次巡回監査や税務申告時の決算監査の段階から肝に銘じておかなければなりません。

「監査業務とMAS業務の両立」と独立性との関係

櫻井 ところで、税理士には

法律家としての側面と職業会計人としての側面がありますが、

税理士は職業会計人として経営助言業務、いわゆるMAS業務を行うことがあります。このMAS業務については、経営者の意思決定において採用されることが前提とされており、経営上の組織には属していませんが、意思決定には参加しています。

こうしたことから、監査業務や税務業務における「独立性」に影響を及ぼすのではないかと、という永遠のテーマともいえるべき問題提起がされています。

渡邊 監査論の分野で最高の名著といわれているマウツ・シヤラフの『監査の哲学』には、同じ会計士が同一の依頼人に対してMAS業務と監査業務とを一緒に行うことは、矛盾する業務の結合であると述べています。

そこで彼は、解決策として、MAS業務と監査業務とを分離すること、両者を専門化することとを主張しています。具体的には、職員を二分することや二つの部門に分けること、あるいは

二つの事務所に分けることです。

櫻井 確かに、それは明快な解決策となります。ただ、その解決策はほとんどの事務所が実施不可能ですね。

渡邊 その一方で、森実博士のように、MAS業務は本来的には監査業務を前提とした方がより効果的である、という見解もあります。つまり、月次巡回監査のプロセスにおいて把握した会社の実態を、われわれの知識や経験によって分析するからこそ、有効な経営改善や経営方針の設定について助言を行うことができるというわけです。

櫻井 その場合、より高いレベルでの「精神的独立性」が必要となりますね。

Ⅱ 資格・試験制度

業務品質に差が生じる原因は税理士試験と実務のギャップ

櫻井 次に税理士の資格・試験制度に関する議論に移ります。

ある経営者が、土地や株式の評価に基づく相続税の申告については、同じ税理士でも得意・不得意があると言っていました。

パネリストの皆さんも、税理士試験で相続税法に合格された方は一人だけですが、相続税の申告業務は全員が行っており、相続税を得意分野にしているパネリストも三人いるようです。



大野貴志夫会員

大野 私は税理士試験で相続税を選択しませんでした。依頼があれば当然相続税の申告は行います。そのために自分で調べたり研修会に参加するなど、相続税法の勉強をしています。研修会の受講は実務にも非常に役立つと考えています。

櫻井 受験していいない税目の申告業務は得意でないという人

もいますが、その原因が試験制度にあるとも思うのですが。

前田 その可能性は否定できません。現状の試験制度ですが、税理士法第六条には税法に属する科目が七項目あげられています。税理士試験に合格するためには、そのうち三科目を選択すればよいわけです。

その結果、相続税法を受験していなくても税理士として相続税の業務を受託しているのが実情です。そうした税理士が必ずしも相続税を得意としていないケースもあると思います。

櫻井 一方、相続税法を選択していても相続業務を得意としている方もいるようです。

前田 その原因として、税理士試験と実務に少なからずギャップがあることが考えられます。税理士試験の科目に合格できなければその業務を正しくできないかということ、必ずしもそうとはいえません。試験内容が実務から乖離しているからである

と主張している人もいます。では何が業務の品質を支えて

いるかというと、それはひとえに自己研鑽だと思います。

韓国税務士の実務研修は参加率がほぼ100%

櫻井 受験科目として選択していなくても税務代理・税務申告ができることにに関して、何か意見はありますか。

幅 受験の際に選択していない科目については、自ら勉強し続けることが大事だと思います。単に試験に合格するための勉強ではなく、申告や助言を行うために必要な知識の蓄積が重要だと考えます。つまり実務に即した研修が重要なのです。

我が国では、税理士は一度試験に合格し登録をすると、自分でやめない限りその資格は有効となります。しかし他の国や他の資格では、研修が義務化され資格を更新するための要件にもなっているとあります。

税理士も、毎年のように改正される税に関する法律について勉強しないと関与先に対して適

正な助言、指導はできません。税理士はいつでも勉強することが重要だと考えます。

櫻井 他の国や他の資格では、具体的にどのような研修制度があるのでしょうか？

幅 例えば韓国では、日本の税理士にあたる「税務士」を対象とする研修の一つとして、登録を行う前に六ヶ月以上の実務研修を受けなければなりません。また登録済みの税務士に対しても租税政策等の実務研修が行われており、この研修に参加しないと懲戒の対象になるため、参加率はほぼ100%です。

あるいは日本の公認会計士の場合、年間四〇時間以上、三年間で二二〇時間以上の研修を受ける義務があります。内容も業務に直接関係のあるものだけでなく、倫理に関する研修などもあります。研修を受けないと監査業務ができなくなるなど、懲戒対象になることがあります。

櫻井 では公認会計士や韓国の税務士のように、税理士も研修を義務化したほうがいいとい

うことでしょうか。

幅 それも一つの方法ですが、まずは研修等で自己研鑽を積み込むことが大事なことだと思います。

Ⅲ 税理士の社会貢献

税への嫌悪感は 税に対する理解不足が二因か

櫻井 次に我々税理士の行う業務に関して、税理士法には次の業務が規定されています。

- 一・ 税務代理
- 二・ 税務書類の作成
- 三・ 税務相談
- 四・ 付随業務（会計業務）
- 五・ 出廷陳述

しかし、関与先はこれらの業務を行っているだけで本当に満足しているのでしょうか。税理士が行う業務に対する不満はないのでしょうか。また納税者の中には、税への嫌悪感をお持ちの方も見受けられます。納税者の税負担への不公平感や税そのものへの嫌悪感といったものは、

何に起因するのでしょうか。

武井 税への不公平感や嫌悪感が生じる一因としてまず挙げられるのは、租税の持つ意義や役割といったものに対する、社会一般における理解不足があると考えられます。

租税の根拠を示す考え方の一つに「租税は社会共通の費用をまかなうための会費である」というものがあります。これは、「租税は、自らの国民福利を確保するために、主権者である国民が自らに課した社会的責任であり、国家から無理矢理負わされたものではない」という考え方に基づきます。租税とは本来、国家が強制的に徴収するものではないのです。

阿南 しかし、税金の負担が重い、できれば払いたくない、といった意見も見受けられます。

武井 一般の納税者にとって、租税の意義や役割を学ぶ機会はなかなかありません。多くのビジネスマンは源泉徴収・年末調整で課税関係が終了するため、自ら支払う税金についてその金

額にしか意識が向かず、なぜ税金を納めるのかその本質を理解している納税者は少数であると言わざるを得ないのが現状です。



左から前田晋吾会員、武井克行会員

また小学校・中学校・高等学校における納税の義務、租税の意義・役割、あるいは国・地方自治体の財政等の授業についても、租税制度の複雑化などの影響で十分に機能しているとは言えないのが現状です。

中込 それではどうやって理解不足を解消すべきですか。

武井 そのために重要となってくるのが、税の専門家による「租税教育」です。日本税理士会連合会は、租税教育事業を次のように位置づけています。

「申告納税制度は、納税者自らが課税標準、税額を計算し、税務官庁に申告することにより、納税義務を確定させることを原則とする制度である。この申告納税制度を支えるには、納税者の租税についての正しい知識と理解が必要である。納税者の代理人として、極めて高い公共性と独占性を付与されている税理士制度の担い手である税理士・税理士会が、納税者に申告納税制度とは何かを普及させること、それが租税教育である。」

子供の頃から租税の意義を教える「租税教育」が重要

幅 では租税教育の目的とは何なのでしょう。

武井 日本税理士会連合会は、租税教育の目的として「租税について、法律の定めに従って納税し、租税の意義、租税の役割、租税の機能、租税の仕組み等、租税立法のあり方について正しい知識を持つ国民の育成を図ること」を掲げています。すなわち、租税教育を行うことによつて租税への理解不足を解消することを目標としているのです。

中込 租税教育はあくまで児童・生徒に対し学校で行うものであり、今現在の納税者の租税に対する理解不足の解消には結



幅今日子会員

び付かないのではないですか。
武井 広義の「租税教育」とは「生涯学習・生涯教育の一つに位置付けられ、小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒はもちろん、大学の学生、社会人全般にわたる生涯に及ぶものである」と位置付けられています。本来は子供たちだけを対象とするものではないのです。

また、現在未成年であってもいずれは大人になり、納税者の一員となります。租税教育を受けた子供たちが社会一般で多数を占める時代が来れば、その時には租税への嫌悪感はいぶ薄れているのではないのでしょうか。さらに、現在一般の方々が支払う税目に消費税があります。これは、子供からお年寄りまで買物をすれば必ず支払うものです。小学生でも、例えばコンビニでお菓子を買えば税金を支払っているのです。そういった意味では、未成年者も納税者の一員といえるでしょう。
高井 社会的なサービスを受ける費用としての税金の必要性

を、小中高生の段階から理解してもらうことが重要です。

そして、その租税という社会費用負担の必要性を理解し、その使い道までを知ることによって、国民一人ひとりが主体的に社会に参加しなければならぬのだという当事者意識を小中高生の段階から少しずつ意識づけてもらうことも、我々税の専門家としての税理士が担うべき社会貢献なのではないのでしょうか。

税に関する唯一の資格者として社会貢献的業務が要請される

櫻井 租税教育の重要性はわかりませんが、税理士法や他の法律にも、税理士が行うべき業務であるとの規定はありません。果たしてそれは本当に税理士が行うべき業務なのでしょうか。学校など、教育機関が担うべき業務なのではないのでしょうか。

武井 現在の租税制度は非常に複雑化しています。それこそが一般の方々の税への理解不足の原因となっています。

だからこそ、税務に関する専門家である我々税理士が、租税教育により関わっていくことが大事なのではないのでしょうか。

またこれは、「納税義務の適正な実現を図ることを使命とする」税理士法第一条を実行するための税理士の重要な業務であるとも言えるでしょう。

申告納税制度を支える基礎となるのは納税者の租税に対する理解であることは間違いないので、租税への不公平感・嫌悪感を取り除き「徴税される」税金から「納税する」税金へ、申告納税に対して積極的な方向へ納税者の意識改革をするその第一歩が、租税教育だと思われれます。
櫻井 しかし、租税の意義や重要性を理解していても、なお租税に対し不満を持つ納税者もいると思います。

大野 納税者に積極的に租税に対する理解を深めてもらうために重要な要素は他にもあります。それは納めた租税が納得した使われ方をされているということを理解してもらうことです。

現在の税に対する不満の原因の一つに、税金が本当に適正に使われているか分からない、あるいは納めた税金が無駄に使われているのではないかという気持ちがあることが挙げられます。

櫻井 税理士は税に関する唯一の資格者として、適正な納税義務の実現にだけ注意を払うのではなく、適正に税金が使われているかにも注意を払う必要があるということですね。

大野 税金の使われ方のチェック機能として「事業仕分け」が話題になりましたが、現在の法令上、税理士がそのようなチェック機能を担うことのできる制度には、地方公共団体の監査委員制度、地方公共団体の外部監査人制度、及び独立行政法人の監事制度があります。

地方自治体が納税者の信頼を得ながらその役割を果たしていくためには、財務をはじめとする行財政が法律や条令にそって効果的、合理的、能率的に行われているのか、及びその信頼性などについて検証する必要があります。

あります。それらを検証する監査委員の監査は、知事・市長等の指揮監督に服さずに、独立した立場で行うことが大切です。

そのためにも、独立した立場で、税に関する唯一の資格者であり、会計に関する職業専門家として高度な専門性を有する税理士がこれらの監査制度の監査委員・監査人を務めることは、税に対する信頼を高めるためにも最も適任であると思います。

櫻井 税理士は、税理士法に規定された業務以外にも、多くの社会貢献的業務を行うことが要請されているわけです。

IV ビジネスドクターとして

タイムリーな意思決定のため 関与先を毎月訪問すべき

櫻井 税理士のビジネスドクターとしての役割について考えてみたいと思います。

経営者から「税理士が全然顔を見せない」「経営のアドバイ

スが欲しい」などの声もあるようですが、パネリストの皆さんはそうした声にどのように応えているのでしょうか。

中込 当事務所では、標準業務として毎月、および期末決算時に関与先を訪問し、会計資料に基づいて会計処理が適切に行われているかを確認しています。その上で月次決算の結果を社長や経理担当者に報告しています。その過程で、社長から経営全般に関する悩みなどの相談を受けることもあります。

櫻井 毎月訪問しなければならぬ理由はあるのですか。例えば、二ヶ月に一回ではダメなのでしょうか。

中込 関与先を毎月訪問しなければならぬ理由については、飯塚毅博士は著書『職業会計人の使命と責任』(TKC出版)の中で「真正の真実に準拠する業務を

する為には、第一は企業経営者の心に常にベルトを引っ掛けて、彼らを不正経理に走らせない工夫を凝らすこと。第二は関与先企業の現場に出かけて行って、会計処理

の網羅性、真実性、実在性を確認してやること」と述べています。

またそのためには、「少なくともひと月に一回以上は、関与先を訪問して、経営者の心に果たして正しくベルトがかかっているかどうか、会計処理に網羅性、真実性、実在性があるかどうかを確かめ、ときには厳然として警告を発することが絶対の条件となる」とも言っています。

これが、税理士法からの要請に応えるために毎月の訪問が必須であるという第一の理由です。第二の理由として、これは法律で規定されているわけではありませんが、中小企業を取り巻く環境が日々変化する昨今の状況の中で、経営者の方々は次々どのような意思決定をすべきか、その意思決定に役立つタイムリーな情報を求めています。

そのニーズに応えるためには、現場の生の声を聞き、現場を自分の目で見ることによって、仕訳には表れない関与先の実状を的確に把握しておかなければなりません。そういった観点から



中込祐介会員

も、少なくとも毎月関与先は訪問するべきと考えます。

経営者の「想い」を形にするのが税理士の役割

櫻井 現状では、日本の約七割の企業が赤字と言われている。そのような経済状況下では、節税など税務に関する相談よりも、それ以外の事業全般に関する経営課題についての相談が多いと思われるが、我々ができることは何かありますか。

高井 私の事務所でも毎月会社を訪問することによって、月次決算数値を確認し、それを経営者に報告することが基本です。しかし、その際に赤字である、黒字であるといったことを報告

するだけでは足りないと考えています。もちろん月次報告の中で売上や原価率、経費等の増減についてその原因を経営者から聞き取りする中で、経営者から何かの気付きを与えることができているかもしれません。

ただ、過去のデータに基づいた現状報告だけでは足りないと考えています。つまり経営者の「想い」を形にしてあげること、現状報告だけでなく、将来の行動計画・経営計画についてもその作成を支援するということです。

その際に注意しなければならぬのが、ただの「絵に描いた餅」にならないよう、その事業について現状分析をし、そこから戦略的、経営改善的な行動計画を立てることです。そして、その行動計画を根拠として、数値化した経営計画を立てる手助けをしてあげるといいうことです。

櫻井 経営改善計画の作成支援もその一つと言えるでしょう。
高井 計画を立てたら、それを実行に移し、途中経過や成果を確認し、目標達成のための対策を考える必要があります。それを支援するためにも、我々は毎月訪問し正確な経営数値を把握してもらう必要があるのです。もう一つ、毎月訪問することで、経営者からプライベートなことまで話を聞く機会を得ることができます。そうすると、例えば生保や損保に関する関与先のリスクマネジメントの提案も可能になってきます。

このように、企業の財務内容・経営成績を把握しているだけでなく、普段から顧問として、時には家族のようにプライベートな話まで聞く機会のある我々税理士こそが、関与先のリスクマネジメントについて助言・指導を行うべきだと思います。

櫻井 税理士には、企業経営全般にわたるアドバイスをする「ビジネスドクター」の役割も期待されているのですね。

V 税理士の理想像とは

税理士が行う保証業務として書面添付を实践すべき

櫻井 では最後に、皆さんが考える税理士のあるべき姿についてお聞かせいただけますか。

大野 顧問先の信頼を得るためには「巡回監査」が何より大切だと思います。予算を作成して巡回監査で業績を検討し、監査結果を基に、毎月社長と意見を交わし、会社の雰囲気や肌で



花岡武会員

感じる。それが一番大切なことだと思えます。税理士業務も税務申告・税務相談だけではありません。顧問先と共に成長しているのだと実感できるときに、私の考える「あるべき姿」です。

中込 税理士法で要請されている「適正な納税義務の実現」に応えることは当然です。税理士法に「経営者の相談相手になりなさい」「経営者の不満に応えなさい」と規定されているわけではありませんが、経営者の一番身近な存在、中小企業のビジネスドクターとして良き相談相手となるのは、毎月会社を訪問し、財務状態や会社を取り巻く環境を知っている税理士以外にはないと思います。法律で定められた税理士とし

ての使命、そして法律に定められてはいるけれども社会から要請されている役割、そのどちらにも応えられるのが税理士としての理想像であると考えます。

武井 月次巡回監査をしつかりこなしてこそ、経営者との信頼関係が築けると思います。やはり、年に数回しか会わないような税理士に重要な相談を持ちかけようとは思わないでしょう。中小企業であれば、金融機関からの借入れには経営者自身が保証人となっている場合が多いと思います。つまり、顧問先企業の経営状態が、そのまま経営者の生活に直結するのです。

月次巡回監査を通じて経営者の信頼を勝ち取り、経営者が腹を割った相談を持ちかけられる税理士となること、それが私の考えるあるべき税理士像です。

渡邊 私は、税理士法第三三条の二に規定する書面添付、この実践が重要であると考えます。言うまでもありませんが、書面添付は弁護士、公認会計士にはできません。ましてや、無資格

者にもできません。税理士にしか行えないわけです。

この書面添付を「税理士が行う保証業務」と位置付け、実践していくべきだと思います。

変化を恐れず税理士の新たなフロンティアを切り拓こう

櫻井 これまで税理士のあるべき姿について論じてきました。種々の論点を見る限り、現在の税理士のあり方及び税理士制度のあり方、税理士を取り巻く状況には様々な問題が存在しており、税理士の将来像は非常に厳しいようにも見えます。

その問題をすべて解決したのが「税理士のあるべき姿だ！」ということでもありません。固定的かつ具体的な理想像を言い切るのには非常に困難ですし、間違いないともいえません。なぜなら時代は変化し、また、税理士に求められる役割や理想像も変化するからです。

明治時代の税務代弁業から始まり制度化されて発展してきた

税理士は、税務署の補助機関である税務代理人を経て、税務に関する法律家へと変化してきました。税理士の業務も、無償独占に守られた税理士業務のみに限らず、様々な拡大しています。

これからも、時代の変化に伴い税理士の役割も制度も変化していくはずですし、そこには、税理士の新たなフロンティアが存在しているはずですが、変化を恐れずそのフロンティアにチャレンジすることが税理士の未来を拓くことであると思います。

税理士の使命は、適正な納税義務の実現であり、そのために税務に関する法律家であることです。その目的は、日本国憲法前文に記述される国民の幸福の追求です。適正な納税義務の実現を通じて、個人の幸せと社会の発展を願うことです。

税理士の使命と本質を堅持しながらも、行うべき業務と期待される役割の変化に対応して、国民の幸福のために全力を尽くす姿を、「税理士のあるべき姿」であるしたいと思います。■